高等教育の修学支援新制度について (実施時期:令和2年4月1日/通常国会で法成立:令和元年5月10日)

【幼児教育・高等教育無償化の制度の具体化に向けた方針(平成30年12月28日関係閣僚合意)より】

*政省令:令和元年6月28日公布

【支援対象となる学校種】大学・短期大学・高等専門学校・専門学校 【支援内容】①授業料等減免制度の創設 ②給付型奨学金の支給の拡充 【支援対象となる学生】住民税非課税世帯 及び <u>それに準ずる世帯</u>の学生 ((令和2年度の在学生(既入学者も含む)から対象))

【財源】<u>少子化に対処するための施策</u>として、<u>消費税率引上げによる財源を活用</u> 国負担分は社会保障関係費として内閣府に予算計上、文科省で執行

令和 2 年度予算額 4,882億円

授業料等減免 2,528億円* 給付型奨学金 2,354億円

※公立大学等及び私立専門学校に係る 地方負担分(392億円)は含まない。

国・地方の所要額

5,274億円

授業料等減免

○ <u>各大学等</u>が、以下の上限額まで<u>授業料等の減免を実施</u>。減免に要する費用を公費から支出

(授業料等減免の上限額(年額)(住民税非課税世帯))

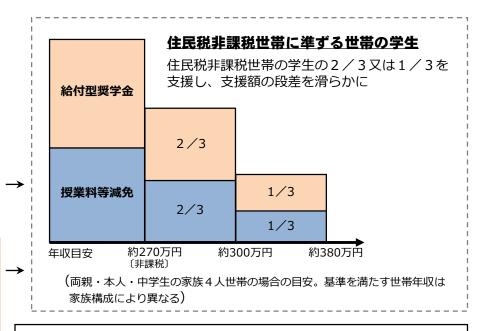
	国公立		私立	
	入学金	授業料	入学金	授業料
大学	約28万円	約54万円	約26万円	約70万円
短期大学	約17万円	約39万円	約25万円	約62万円
高等専門学校	約8万円	約23万円	約13万円	約70万円
専門学校	約7万円	約17万円	約16万円	約59万円

給付型奨学金

- 日本学生支援機構が各学生に支給
- 学生が<u>学業に専念</u>するため、<u>学生生活を送るのに必要な学生生活費を 賄えるよう</u>措置

(給付型奨学金の給付額(年額)(住民税非課税世帯))

国公立	大学・短期大学・専門学校	自宅生約35万円、自宅外生約80万円
国公立	高等専門学校	自宅生 約21万円、自宅外生 約41万円
私立	大学・短期大学・専門学校	自宅生 約46万円、自宅外生 約91万円
私立	高等専門学校	自宅生 約32万円、自宅外生 約52万円



支援対象者の要件

- 進学前は成績だけで否定的な判断をせず、レポート等で本人の 学修意欲を確認
- 大学等への進学後の学修状況に厳しい要件

大学等の要件: 国又は自治体による要件確認を受けた大学等が対象

- 学問追究と実践的教育のバランスが取れた大学等
- 経営に課題のある法人の設置する大学等は対象外

※詳細は、文部科学省ホームページ「高等教育の修学支援新制度」参照(http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/hutankeigen/index.htm)